

ご意見・ご提案		受付年月日	令和4年 8月 4日
件名	車いす利用者の市営バスの利用について		
内容	<p>車いすを利用していた時に市の福祉バスを利用したのですが、市の担当者からは利用を控えるように言われました。車いすを乗せると座席3個分を塞いでしまうとのことでした。では、その代替案を示してくださいと意見をしましたが、何の音沙汰もありません。</p>		
回答		回答年月日	令和4年 9月 6日
担当部課	企画財政部 地域創造課		
内容	<p>現在運行している市営バスは、市内をできる限り隈なく周り、かつ乗車可能人数を確保するため、14～15人乗りの車両で運行しています。</p> <p>ご指摘の市営バスは福祉車両ではないため、車いすを安全に固定する器具や置くスペースがないため、自席内に収まるサイズに折り畳むことができるものを除き、車いすの持ち込みをお断りしています。この度乗車をお断りしたのも、急ブレーキ等による事故を防ぐためであり、そのことをきちんと理解いただけるよう説明すべきでした。</p> <p>代替案としては、自己負担が発生しますが、福祉移送を行っている事業所もありますので、状況に応じて民間サービスの利用をご検討ください。</p>		